

電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）

**共用部分用・選択規約
太陽光発電による電力量料金適用規約**

実施日 2018年3月1日

株式会社 NTT ファシリティーズ

共用部分用・選択規約
太陽光発電による電力量料金適用規約

目 次

第 1 条 適用	1
第 2 条 定義	1
第 3 条 本選択規約の変更等	1
第 4 条 単位および端数処理	1
第 5 条 申込み等	1
第 6 条 発電電力量の計量等	2
第 7 条 使用電力量との相殺	2
第 8 条 受電の停止、制限または中止	2
第 9 条 損害賠償等	3
第 10 条 変更又は終了	3
第 11 条 立入りによる業務の実施	3
第 12 条 自家消費にともなう発電者の協力	3
第 13 条 保安等に対するお客さまの協力	4
附則	5

第1条（適用）

この「太陽光発電による電力量料金適用規約」（以下「本選択規約」といいます。）は、当社の電力提供サービス利用契約約款（マンション電力提供サービス[共用部分用]）（以下「本約款」といいます。）にもとづく基本契約（その料金メニューについて時間帯別電力を適用しているものに限り、以下同じとします。）を結んでいる建物代表者（以下「お客さま」といいます。）が管理する発電設備等を、共用部分用の電力提供サービスの受変電設備等へ連系し、当該発電設備等によって発電される電力（以下「発電電力」といいます。）を共用部分の負荷設備等へ供給する際の電力量料金の適用その他の条件を定めたものです。

本選択規約で定める事項については、本約款および該当する時間帯別電力の料金メニュー表（以下「本料金メニュー表」といいます。）に優先して適用されるものとし、本選択規約で定めのない事項については本約款および本料金メニュー表に定めるところによります。

第2条（定義）

次の用語は、本選択約款において、それぞれ次の意味で使用いたします。本選択約款で用いられるその他の用語は、本選択約款で別途定義される場合を除き、本約款および本料金メニュー表において用いられている意味を有するものとします。

用語	用語の意味
太陽光発電設備	太陽光を電気に変換する設備およびその附属装置をいいます。
発電設備等	お客さまが設置した太陽光発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備をいいます。
発電電力	お客さまの発電設備等から発生する電力をいいます。
連系	発電設備等が系統へ接続時点から切り離す時点までの状態をいいます。
余剰電力	発電電力量が使用電力量を上回った場合の残余の電力をいいます。
逆潮流	発電設備等設置者の構内から系統側へ向かう有効電力の流れをいいます。

第3条（本選択規約の変更等）

当社は、本選択規約の内容を変更または廃止する場合には、本約款第2条（本約款等の変更）によるものとします。

第4条（単位および端数処理）

発電電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

第5条（申込み等）

- （1）お客さまは、お客さまの発電設備等と当社の受変電設備等との連系（以下「自家消費」といいます。）を希望される場合は、あらかじめ本選択規約を承諾のうえ、当社所定の方式により申込みをしていただきます。
- （2）発電設備等の電力容量は、原則、50kW未満としていただきます。
- （3）自家消費における電気方式、受給電圧、周波数および標準電圧は、共用部分用の電力提供サ

ービスによるものと同一としていただきます。

- (4) (1) の申込みにもとづき、当社が自家消費の実施について承諾したときは、お客さまと協議のうえ、自家消費の方法および開始日等について決定いたします。

第 6 条（発電電力量の計量等）

- (1) 発電設備等による発電電力量は、当社が、発電電力計または受電用電力計およびその他計量に必要な付属装置（以下「発電電力量計」といいます。）により計量するものといたします。
- (2) 発電電力計は、原則として、当社の所有とし、その取り付けまたは取り外しの費用はお客さまに負担していただきます。その費用は、本料金メニュー表に定める電力量計の取付け等にかかる工事費に準ずるものといたします。
- なお、発電設備等と受変電設備等への接続点が複数となる場合は、1 接続ごとに 1 発電電力量計を設置していただきます。
- (3) 発電電力計は、受変電設備の二次側端子から共用部分用の電力量計との間に設置するものとし、その取付位置は適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取り付けおよび取り外し工事が容易な場所とし、お客さまの承認をえて決定いたします。
- (4) 発電電力量計の設置場所は、無償で提供していただきます。
- (5) 発電電力量の検針日および検針期間は、原則として、お客さまとの基本契約における使用電力量の検針日および検針期間と同じといたします。
- (6) 発電電力量の計量方法は、料金メニュー表で定める使用電力量の計量方法に準じます。
- (7) 発電電力量計の故障等により発電電力量が正しく計測できなかった期間があった場合は、その期間内の発電電力量は、使用電力量が正しく計量できなかった場合の取り扱いに準じます。

第 7 条（使用電力量との自家消費）

- (1) 自家消費を行なう場合の本料金メニュー表における電力量料金の算定にあたっては、電力量料金の算定期間における使用電力量と発電電力量を時間帯の区分ごとにそれぞれ積算したうえ、その区分ごとに使用電力量から発電電力量を差し引いてえられた値（以下「減算後使用電力量」といいます。）を適用いたします。
- なお、時間帯の区分ごとに積算された使用電力量と発電電力量は、それぞれ小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) (1) の算定は、ピーク時間、昼間時間および夜間時間の順に区分ごとに行ない、1 の区分において発電電力量が使用電力量を上回った場合は、上回った余剰電力量を次の区分の発電電力量に加えたうえ減算後使用電力量を算定いたします。
- (3) (2) の算定の結果、夜間時間での算定によってもなお余剰電力量が発生した場合は、減算後使用電力量を 0 として電力量料金を適用いたします。
- なお、減算後使用電力量は、最大需要電力の算定には使用いたしません。
- (4) (3) により発生した余剰電力量については、次月以降への繰り越または換金等を行ないません。

第 8 条（受電の停止、制限または中止）

- (1) 当社は、基本契約にもとづき電力提供サービスの提供を停止する場合には、原則、自家消費を停止いたします。この場合、当社は、当社の受電設備等またはお客さまの発電設備等において自家消費を停止するための適当な処置を行なうこととし、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

- (2) 当社は、基本契約にもとづき電力提供サービスの提供を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただく場合には、自家消費を制限または中止することがあります。この場合、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 9 条（損害賠償等）

- (1) お客さままたは当社が、自家消費にともない、その相手方または第三者に対し自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は、賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 第 8 条（受電の停止、制限または中止）（1）によって自家消費を停止した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 第 8 条（2）によって自家消費を制限または中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 10 条（変更又は終了）

- (1) お客さまが、発電設備等の全部もしくは一部を変更する場合または発電設備等の制御方法等を変更する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出てください、当社の承諾をえていただきます。
- (2) お客さまが自家消費を終了しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、お客さまから通知された廃止期日に、自家消費を終了させるための適当な処置を行いません。
- なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力していただきます。
- (3) 当社は、次の場合には、自家消費を終了することがあります。
- なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせします。
- イ. 第 11 条（立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ロ. 第 12 条（お客さまの協力）によって必要となる措置をお客さまが講じられない場合
- ハ. その他本選択規約に反した場合

第 11 条（立入りによる業務の実施）

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえて発電設備等および発電電力量計が設置される土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- イ. お客さまの発電設備等またはその他電気工作物の確認または検査等の業務
- ロ. 発電電力量計の検針または発電電力量計の検査等の業務
- (2) (1) の立入りに際し、第三者の土地または建物への立入りが必要となると当社が判断する場合において、当社が、お客さまに対してこの立入りにかかる当該第三者からの承諾の取得その他この立入りに必要な手続き等の実施を求めたときは、お客さまは、すみやかにこの手続きを行なっていただきます。

第 12 条（自家消費にともなう発電者の協力）

お客さまは、自家消費にあたり、電気設備に関する技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈、電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等および次の事項を遵守していただきます。

イ. 発電設備等と当社の受変電設備等との連系を行なう場合は、電気事業者の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし、また、人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保、当社の受変電設備等または電気を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとしていただきます。

なお、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で当社の受変電設備等を変更いたします。

ロ. 連系された当社の受変電設備等の系統に事故が発生した場合または当社が必要とする場合には、お客さまの発電設備等を当社の受変電設備等から即時に解列していただきます。

なお、お客さまの不在等で当社からお客さまの発電設備等の解列を依頼できない場合および緊急時には、当社は、お客さまへの連絡を行わずに、任意の箇所が発電設備等を当社の受変電設備から切り離すことができるものといたします。

ハ. お客さまの発電設備等に事故等が発生したときには、当社の受変電設備等の系統への波及が起らないように確実に遮断していただきます。

ニ. 発電者の保護装置の整定にあたっては、当社の受変電設備と協調を図ることといたします。

ホ. お客さまは、保護装置の整定値等を、必要に応じて当社に提示していただきます。なお、当社は、試験時には必要に応じて立ち会いを行ないます。

ヘ. お客さまの発電設備等から当社の受変電設備等への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動は、 101 ± 6 ボルト、 202 ± 20 ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置していただきます。このほか、電圧、周波数等を正常な値に保つ等協力していただきます。

ト. 計量地点における力率は、常に当社の受変電設備等から見て遅れ 85 パーセント以上とするとともに、当社の受変電設備等から見て進み力率にならないことを原則といたします。

チ. お客さまがインバーターを用いた発電設備等を設置する場合には、発電設備等からの高調波流出電流を発電設備等の交流定格電流に対し、総合電流歪み率 5 パーセント以下、各次電流歪み率 3 パーセント以下に抑制していただきます。

リ. 当社の作業時または緊急時に当社の受変電設備等の系統を停止する場合等、発電設備等の解列が必要となる場合には、確実に解列していただきます。

ヌ. お客さまの発電設備等の事故発生時または緊急時には、当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。

ル. 自家消費に際し、必要となる単線結束図等の技術資料を提出していただきます。

ヲ. 当社は、必要に応じてお客さまから、発電電力量を記録した日誌等および運転計画を提出していただくことがあります。

第 13 条（保安等に対するお客さまの協力）

(1) お客さまは、お客さまの発電設備等その他電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の受変電設備等に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合は、すみやかにその旨を当社に通知していただきます。

(2) お客さまが、当社の受変電設備等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の受変電設備等に直接影響を及ぼすことになった場合には、その内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

附 則

附則（2018年2月23日第002325号）

（実施期日）

本選択規約は、2018年3月1日から実施いたします。